

2 補 償

(1) 平均給与額

○平均給与額の算定について

〔昭和 56 年 12 月 25 日地基企第 41 号〕
〔各 支 部 長 あ て 理 事 長 〕

第 1 次改正	昭和 61 年 1 月 27 日地基企第 5 号
第 2 次改正	昭和 62 年 2 月 1 日地基企第 2 号
第 3 次改正	平成 2 年 10 月 1 日地基企第 20 号
第 4 次改正	平成 4 年 1 月 16 日地基企第 3 号
第 5 次改正	平成 4 年 4 月 1 日地基企第 15 号
第 6 次改正	平成 13 年 12 月 25 日地基企第 69 号
第 7 次改正	平成 14 年 11 月 22 日地基企第 60 号
第 8 次改正	平成 16 年 3 月 31 日地基企第 28 号
第 9 次改正	平成 16 年 4 月 30 日地基企第 52 号
第 10 次改正	平成 18 年 3 月 31 日地基企第 21 号
第 11 次改正	平成 30 年 4 月 1 日地基企第 21 号

平均給与額の算定については、下記事項に留意の上、その取扱いに遺漏のないように願います。

なお、「「補償を行うべき事由の生じた日」の取扱いについて（昭和 49 年 12 月 25 日地基企第 34 号）」は廃止します。

記

- 1 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第 2 条第 4 項の「支払われた給与」とは、同項に規定する期間（以下「算定期間」という。）の勤務に対して支払われるべき給与をいうものであること。したがって、さかのぼって昇給又は昇格が行われた場合、さかのぼって給与水準の改定が行われた場合、給与の誤払の場合その他これらに類する場合の給与については、算定期間の勤務に対する本来の給与に改定されたものが、また、時間外勤務手当のように、勤務した日の属する月の翌月に当該勤務に対する給与が支払われることとなっている給与については、算定期間の勤務に対して支払われたものが、平均給与額の計算の基礎となること。
- 2 法第 2 条第 4 項第 1 号の「その勤務した日数」には、現実に勤務した日数のほか、有給休暇の日数が含まれること。
- 3 法第 2 条第 6 項各号に掲げる日には、1 日の一部が当該各号に該当する日も含まれること。また、勤務を要しない日、指定週休日（1 日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日をいう。）、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は年末年始の休日であっても当該各号に該当する日である場合には、その日は控除して計算するものであること。（第 1 次改正・一部）

- 4 法第2条第6項第1号に規定する日には、病気休暇の日のほか、負傷し又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつたと認められるすべての日が含まれること。
- 5 法第2条第6項の規定により「その間の給与」として控除する額は、同項各号の一に該当する日（以下「控除日」という。）のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額とする。（第5次改正・追加、第6次改正・一部、第7次改正・一部、第9次改正・一部）
 - (1) 給料、扶養手当等月額により支給することとされている給与については、控除日に係る給与の月額（休職により、本来の給与の月額の一定割合を支給することとされている場合にあっては、その割合による額）を控除日の属する月の総日数で除して得た額（欠勤等の理由により給与の一部又は全部が支給されなかつた日については、その額から支給されなかつた給与の額に相当する額を差し引いた額）
 - (2) 控除日が、地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第3条第5項に規定する各月ごとの合計額がある月に属するときは、その日の属する月における通勤についての当該合計額を当該月の総日数で除して得た額（第9次改正・追加）
 - (3) 時間外勤務手当等勤務実績によって支払われる給与については、控除日の勤務に対して支払われた当該給与の額（第6次改正・旧(2)繰下、第7次改正・旧(3)繰上、第9次改正・旧(2)繰下）
 - (4) 寒冷地手当又はこれに相当する給与については、これらのうち規則第2条第3項（規則第2条の2第2項で準用する場合を含む。）の規定により平均給与額の算定基礎となる給与に加えられた額を平均給与額の算定基礎とされた総日数で除して得た額（第6次改正・旧(3)繰下、第7次改正・旧(4)繰上、第8次改正・一部、第9次改正・一部、旧(3)繰下）
（第6次改正・(2)追加、第7次改正・(2)削除、第9次改正・(2)追加）
- 6 規則第3条第1項の「支払われた給与」とは、同項に規定する期間の勤務に対して支払われる法第2条第5項に規定する給与をいうものであること。（第5次改正・一部・旧5繰下）
- 7 規則第3条第2項の「扶養手当又はこれに相当する給与の月額」は、公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた職員の扶養親族の数に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第3項の規定に相当する条例その他の規定の例により算出した額をいうものであること。（第1次改正・一部、第4次改正・一部、第5次改正・旧6繰下、第8次改正・一部、第11次改正・一部）
- 8 規則第3条第3項の「補償を行うべき事由の生じた日」（以下「補償事由発生日」という。）には、法第29条第9項の規定により新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償一時金を支給すべきこととなつた日、法第36条

第1項第2号に掲げる場合に該当して新たに遺族補償一時金を支給すべきこととなった日及び法附則第5条の2第1項の規定により障害補償年金差額一時金を支給すべきこととなった日が含まれること。また、地方公務員災害補償基金業務規程第29条の13第2項の規定による遺族特別給付金又は同第29条の14第2項の規定による障害差額特別給付金を支給すべき事由が生じた日についても同様に取り扱うものであること。（第2次改正・一部、第3次改正・一部、第5次改正・旧7繰下、第10次改正・一部）

9 法第2条第8項の規定による平均給与額の端数処理は、同条第4項から第6項までの規定及び規則第3条第1項から第6項までの規定により計算して得られた額について行うものであること。（第5次改正・追加、第9次改正・一部）

10 公務上の傷病又は通勤による傷病が再発した場合及び再発した傷病が治った場合における法第2条第4項の「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生日が確定した日」とは、再発した傷病の原因となった傷病に係る事故の発生日又は診断によって疾病の発生日が確定した日であり、この場合における補償事由発生日は、再発した傷病に係る補償事由発生日であること。（第2次改正・全部、第5次改正・旧8繰下）